

◆被扶養者異動届【増】に添付する証明書類一覧◆

提出対象者・状況等		書類名
▼必須書類		
1	全 員(必須)	世帯全員の続柄・筆頭者記載の住民票※マイナンバーの記載のないもの ※配偶者の申請や子の申請でひとり親でない場合は筆頭者省略でも可 ・外国籍の場合はマイナンバーを除くすべてが記載されたもの
2	全 員(必須)	扶養理由書※被扶養者1人につき1枚提出
※	20歳以上60歳未満の配偶者の場合	「国民年金第3号被保険者関係届」年金機構HP又は文書管理一覧参照

以下は、該当するものをすべて提出してください

▼状況証明 ※(写)はすべてA4を使用してください				
3	高校生以上の学生※予備校も含む	学生証(写)又は在学証明書(原本)		
4	障がい者で障害年金受給なし	障がい者手帳(写) 自立支援医療受領証(写)等 ※年金受給者は年金通知書で確認		
5	傷病により働けない場合	傷病手当金支給決定通知書(写)、入院証明書等		
6	内縁の妻(夫)	双方の戸籍謄本全部事項証明書※双方に配偶者がいないことを確認		
7	未婚の子 ※父母のうち収入の多い方が扶養者となります ※出生理由の申請の際は必ず子の父又は母の収入証明が必要ですが、ひとり親である場合は児童扶養手当証書等取得後の認定となります	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ≪交際中・婚姻予定≫ ●子の父(母)の収入証明 (下記参照) ●戸籍謄本全部事項証明書 ※子の記載のあるもの </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ≪離別している場合≫ ●児童扶養手当証書(写) 又はひとり親医療証(写) 又は児童育成手当支払通知書(写) ●戸籍謄本全部事項証明書 </td> </tr> </table>	≪交際中・婚姻予定≫ ●子の父(母)の収入証明 (下記参照) ●戸籍謄本全部事項証明書 ※子の記載のあるもの	≪離別している場合≫ ●児童扶養手当証書(写) 又はひとり親医療証(写) 又は児童育成手当支払通知書(写) ●戸籍謄本全部事項証明書
≪交際中・婚姻予定≫ ●子の父(母)の収入証明 (下記参照) ●戸籍謄本全部事項証明書 ※子の記載のあるもの	≪離別している場合≫ ●児童扶養手当証書(写) 又はひとり親医療証(写) 又は児童育成手当支払通知書(写) ●戸籍謄本全部事項証明書			
8	父母・義父母・兄弟姉妹・孫等 ※他の扶養義務者についても確認が必要となります	戸籍謄本全部事項証明書 ※旧法の戸籍謄本(平成改製原戸籍)等すべての扶養義務者が確認できるもの		
▼収入証明 ※中学生以下及び全日制の学生は原則不要ですが、自宅浪人・通信・定時・フリースクール(全日通学でも必要)・大学院の学生は提出下さい				
9	以前より無職無収入	所得証明書(収入がゼロ表記であることで無職の証明とする) ※所得証明書に収入が載る場合は源泉徴収票(写)等退職日のわかる書類を提出		
10	最近退職① 雇用保険未加入	源泉徴収票(写)・退職証明書等 ※退職日と雇用保険未加入が確認できるもの		
11	最近退職② 雇用保険失業給付待期給付制限期間中	雇用保険受給資格者証(写)又は離職票2(写)		
12	最近退職③ 雇用保険失業給付延長中	離職票2(写)・受給期間延長通知書(写)		
13	最近退職④ 雇用保険失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証(写)		
14	給与収入者 (パート・アルバイト等)	給与明細3ヶ月分(写)又は源泉徴収票(写)又は雇用契約書(写) 又は就業先の給与証明書原本など直近の収入がわかるもの		
15	年金受給者 (高齢・障害・遺族・共済・企業等)	年金支払通知書等(写) ※無職で年金収入のみの方は所得証明書も併せて提出		
16	傷病手当金・労災保険等の受給者	支給決定通知書等収入額のわかるもの(写)		
17	別居で送金証明を要する者 ※本人が単身赴任、無職の屋間の学生が遠隔地に通学の場合は不要	銀行振込又は現金書留控(写)3ヶ月分、または通帳の表紙と3ヶ月分の送金がわかる頁の写し(残高等は黒く塗りつぶす) ※手渡し不可※賞与時にまとめて送金は不可		
18	子等の申請で、夫婦共同扶養の場合 (共同扶養＝被扶養者でない配偶者がいる) 又は他の扶養義務者がいる場合	配偶者又は扶養義務者の収入証明を添付(上記参照) 収入の多い方が扶養者となるためその確認です ※但し、配偶者等が太陽健保の被保険者である場合は収入証明不要(保険証の記号番号を記載すること)		

*所得証明書、世帯全員の住民票はお住まいの市町村役場(区役所・市役所)で取得して下さい。

<被扶養者認定の収入基準について> 非課税収入(遺族・障害年金・失業給付・傷病手当・労災等)を含む総収入で判断します		
収入基準	60歳未満の方	被保険者の年収の1/2未満、かつ130万円未満(月額：108,334円未満、日額：3,612円未満)
	60歳以上、又は障がい者の方	被保険者の年収の1/2未満、かつ180万円未満(月額：150,000円未満、日額：5,000円未満)

*扶養認定は、生計維持関係(生活費のほとんどを被保険者が負担している事)、収入要件、被保険者の扶養能力、継続性、居住の実態を総合的に審査し判断します

*不明の点がありましたら、事前に健保組合適用係までご相談下さい*状況により他の書類をお願いすることもありますご了承下さい